

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	田野畑村

田野畑村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 田野畑村産業振興課
所在地 下閉伊郡田野畑村田野畑 143-1
電話番号 0194-34-2111
FAX番号 0194-34-2632
メールアドレス sangyo.f1@vill.tanohata.iwate.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン・タヌキ・アナグマ、カラス、キジバト・ドバト
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	田野畑村

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ツキノワグマ	果樹、スイートコーン、ハチミツ、ラップサイレージ等	3a 84千円
ニホンジカ	牧草、米、キャベツ、にんじん、だいこん等	370a 8,002千円
イノシシ	牧草、じゃがいも等	—a 一千円
ハクビシン・タヌキ・アナグマ	果樹、スイートコーン、トマト等	1a 13千円
カラス	果樹、スイートコーン等	—a 一千円
キジバト・ドバト	いんげん等	—a 一千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>【ツキノワグマ】 ツキノワグマによる農業被害は、果樹（リンゴ・モモ・ブドウ等）、スイートコーン、ハチミツ、ラップサイレージなど多岐にわたっている。</p> <p>。本村は山間の集落が点在しており、人とクマが遭遇する可能性が高い。特に餌が不足する時期は人里に餌を求めて侵入する事態が頻繁に発生しており、人身被害も発生している。</p> <p>【ニホンジカ】 ニホンジカによる農業被害は牧草、米、キャベツやにんじん等の野菜が確認されている。また林業被害については、植栽苗木の新芽を食べられる被害が報告されている。</p>

【イノシシ】

平成30年度から村内で目撃されるようになり、令和4年度には10頭程の群れも確認されている。近隣の自治体でも捕獲実績があることから今後被害が拡大する恐れがある。

【ハクビシン・タヌキ・アナグマ】

ハクビシンは、平成20年頃から村内で目撃されるようになり、以後、急激に出没回数が増加している。近年では、野菜や果樹の被害が報告されている。

【カラス】

カラスによる農業被害は、収穫期を迎えた果樹（リンゴ）やスイートコーンに被害が発生している。稀に乳牛などの家畜を襲う被害も確認されている。

【キジバト・ドバト】

キジバト・ドバトによる農業被害は、発芽直後の新芽が被害を受けることが多いが、被害報告が挙げられないことが多く、正確な被害金額等を把握することが困難となっている。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）		目標値（令和7年度）	
ツキノワグマ	3a	84 千円	2a	58 千円
ニホンジカ	370a	8,002 千円	260a	5,600 千円
イノシシ	—a	—千円	—a	—千円
ハクビシン・タヌキ ・アナグマ	1a	13 千円	1a	10 千円
カラス	—a	—千円	—a	—千円
キジバト・ドバト	—a	—千円	—a	—千円

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	鳥獣被害防止対策実施隊を組織し、有害鳥獣の捕獲活動を実施した。 ツキノワグマ用箱わな及びニホンジカ用くくりわな等捕獲に必要な機材を導入した。	ニホンジカによる被害が拡大しているため、捕獲頭数の増加の取組が必要であり、狩猟者の確保及び、効率的な捕獲方法の検討が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	ツキノワグマ及びニホンジカ用電気牧柵の設置に取り組んでいる。	電気柵設置地域の合意形成。
生息環境管理その他の取組	ドローンを用いた野生鳥獣の生息状況調査を行い、被害防止対策を検討した。	緩衝帯の整備が不十分なため、有害鳥獣を寄せ付けない環境整備が必要である。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

鳥獣による農作物被害対策については、関係団体と地域住民とが一体となった、地域全体での被害対策を推進する。

被害状況の把握及び個体数の調査については、地域住民からの情報を基礎数値とすることとし、積極的な情報提供が図られるよう広報活動を行うものとする。

被害の防除については、電気柵、防護網及び緩衝帯整備の普及啓発に努める。

有害鳥獣の捕獲については、田野畑村鳥獣被害対策実施隊を主とした捕獲技術の向上を図るとともに、センサーカメラなどのICT技術を積極的に活用し、効率的かつ確実な捕獲を推進する。

さらに、専門家を講師として勉強会等を開催し、地域住民の知識・意識の向上を図り、鳥獣被害に対応できる地域づくりを推進する。

これらにより、鳥獣の保護と適正な捕獲との調整を図り、村内の鳥獣保護区をはじめとして、鳥獣の生息域を確保しながら人と鳥獣が共生する環境づくりを推進する。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

【ツキノワグマ、ハクビシン・タヌキ・アナグマ】

鳥獣被害対策実施隊が農林生産者等からの依頼を受けて有害鳥獣の捕獲を行う(通年)。

【ニホンジカ、イノシシ、カラス、キジバト・ドバト】

鳥獣被害対策実施隊が集中的な捕獲活動を行う。なお、ニホンジカ及びイノシシの捕獲(わなを使用しないもの)については、ライフル銃を使用する(通年)。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R5～R7	ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ ハクビシン タヌキ アナグマ カラス キジバト ドバト	新規狩猟免許所得者の確保・育成に努める。 田野畑村猟友会と協力して狩猟免許試験、講習会の周知を図り、参加者の確保に努める。 鳥獣被害対策実施隊、生産者を対象として、有害鳥獣捕獲研修等へ派遣する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
捕獲については、各対象鳥獣の被害状況に応じて適正に捕獲許可頭数、捕獲期間、捕獲範囲を設定し個体数を調整する。 【ツキノワグマ】 岩手県第5次ツキノワグマ管理計画において、ツキノワグマ管理検討委員会にて捕獲上限数を設定することとしているため、田野畑村単独での捕獲頭数は設定しない。 【ニホンジカ】 被害や目撃の情報が増加しており相当数が生息していると思われることから、年間40頭から60頭の捕獲を目標とする。 【イノシシ】 これまでの捕獲実績はないが、年々目撃情報が増加していることから、年間5頭の捕獲を目標とする。 【ハクビシン・タヌキ・アナグマ】 著しい被害の増加はないが、ある程度の被害が継続していることから、年間30匹から50匹の捕獲を目標とする。 【カラス】 被害は減少傾向にあるが、捕獲数が少なく個体数の増加が懸念されるため、年間20羽の捕獲を目標とする。 【キジバト・ドバト】 被害報告はほとんどないが、捕獲数が少なく個体数の増加が懸念されるため、年間10羽の捕獲を目標とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ツキノワグマ	設定しない		
ニホンジカ	40頭から60頭	40頭から60頭	40頭から60頭
イノシシ	5頭	5頭	5頭
ハクビシン・タヌキ・アナグマ	30匹から50匹	30匹から50匹	30匹から50匹
カラス	20羽	20羽	20羽
キジバト・ドバト	10羽	10羽	10羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>銃器及びわなによる有害鳥獣の捕獲。ただし、ツキノワグマの捕獲に使用するわなは、「箱わな」に限る。</p> <p>対象鳥獣：ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン・タヌキ・アナグマ、カラス、キジバト・ドバト</p> <p>実施時期：被害があった都度、有害駆除（通年）</p> <p>実施場所：田野畑村全域</p>

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>【ライフル銃による捕獲等を実施する必要性】</p> <p>ツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシの捕獲については、捕獲率を高めるため射程の長いライフル銃を使用する必要がある。</p> <p>【取組内容】</p> <p>対象鳥獣：ツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシ</p> <p>捕獲手段：ライフル銃</p> <p>実施時期：通年</p> <p>実施場所：田野畑村全域</p>

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
田野畑村	特になし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ	-	電気柵の整備 1,000m	電気柵の整備 1,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ	1 稼働点検 (1回/月) 2 設置地区住民 による草刈り	1 稼働点検 (1回/月) 2 設置地区住民 による草刈り	1 稼働点検 (1回/月) 2 設置地区住民 による草刈り

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
R5～R7	ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ ハクビシン タヌキ アナグマ	1 緩衝帯整備の普及啓発。 2 広報誌による被害防止の取組、地域環境づくり活動等の周知

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

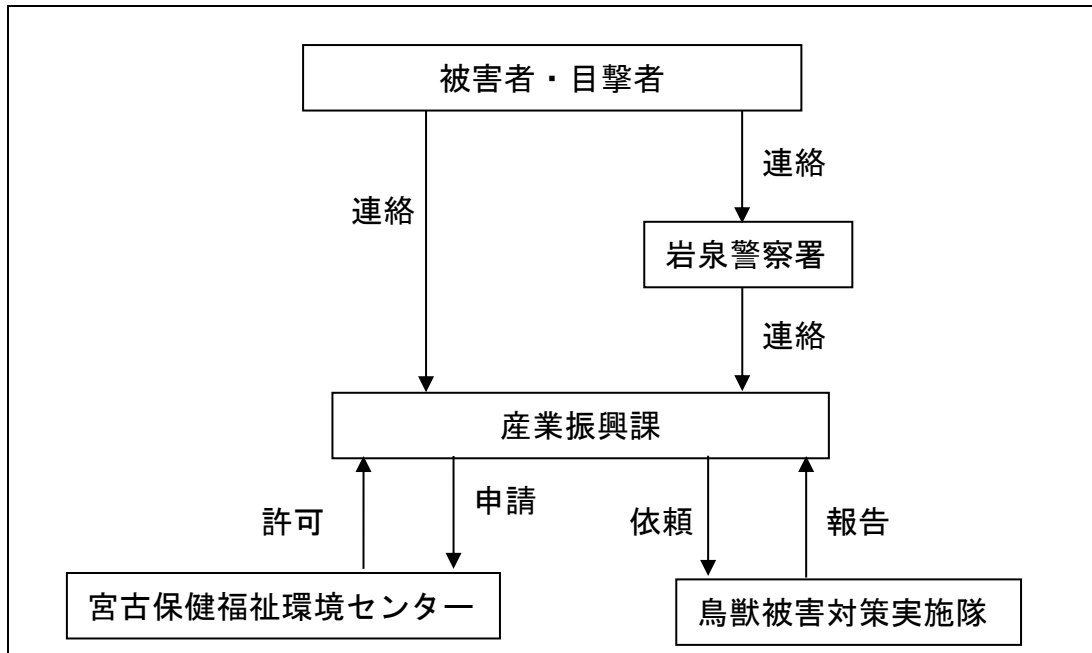
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
沿岸広域振興局 宮古保健福祉環境センター 環境衛生課	有害鳥獣の捕獲許可、関連情報の提供、被害防止の指導・助言を行う。
岩泉警察署刑事・生活安全課	狩猟者、有害鳥獣駆除従事者に対する安全指導を行う。
田野畑村総務課	住民安全に関わる広報周知を防災無線により行う。
田野畑村産業振興課	有害鳥獣捕獲申請、許可事務を担当し、関係機関及び実施隊等との連絡調整を行う。
田野畑村鳥獣被害対策実施隊	有害関連情報の提供と追い払い、捕獲の実施及び意見提言を行う。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については、岩手県の「第13次鳥獣保護管理事業計画」に基づき、適切に処理する。
 また、原子力災害対策特別措置法による出荷制限指示の鳥獣については、指示解除となるよう県へのサンプル提出など可能な限り協力していく。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	特になし
ペットフード	特になし
皮革	特になし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	牙や爪のキーホルダー

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

特になし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

特になし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	田野畑村鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
田野畑村	事務局を担当し、協議会に関する連絡および調整を行う。
鳥獣保護巡視員	有害鳥獣被害防止に関する助言及び指導を行う。
岩泉警察署 刑事・生活安全課	有害鳥獣被害防止に関する助言及び指導を行う。
沿岸広域振興局 宮古保健福祉環境センター 環境衛生課	有害鳥獣被害防止に関する助言及び指導を行う。
沿岸広域振興局 宮古農林振興センター 農業振興課	有害鳥獣被害防止に関する助言及び指導を行う。
沿岸広域振興局 宮古農林振興センター 岩泉普及サブセンター	有害鳥獣被害防止に関する助言及び指導を行う。
新岩手農業協同組合 宮古営農経済センター	有害鳥獣被害防止に関する助言及び指導を行う。
田野畑村猟友会 田野畑村鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲及び追払いを実施する。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
—	—

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

隊員数：20名 活動内容：有害捕獲の実施、追払い、パトロール

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

宮古地域鳥獣被害防止現地対策チームの活動により、近隣市町との情報共有を図り、被害防止対策を促進する。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。